

令和8年度三条市内企業魅力発信事業
「三条市内企業と学校の就職担当者の情報交換会」開催業務委託
仕様書

1 業務名

三条市内企業魅力発信事業「三条市内企業と学校の就職担当者の情報交換会」
開催業務

2 事業の目的

本事業では、基幹産業である金属加工を中心としたものづくりに関わる業種（製造業、卸売業）等の人手不足の解消に向けて新規学卒者の就職及び採用につなげるため、学校の就職担当者と企業の採用担当者で情報交換会を実施し、学校担当者は企業の情報を、企業担当者は学生が企業に求めるニーズ等をそれぞれ把握する情報交換会を開催するもの

3 履行期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

4 業務内容

(1) 三条市内企業と学校の就職担当者の情報交換会の開催

情報交換会及びそれに付随して事前に実施する事業の開催に係る業務全般（学校担当者の募集、情報交換会の実施内容の企画・調整及び当日運営、会場の設営、受付、事業の効果測定のためのアンケートの作成・実施、資料調製等）を「2 事業目的」を踏まえ、学校の就職支援担当者が市内企業の魅力を理解し、就職先として積極的に生徒に紹介することを促す効果的な手法で実施すること。

ア 開催期日 令和8年10月28日（水）（予定）

イ 開催場所 燕三条地場産業振興センター マルチメディアホール
（予定）（会場予約 午前9時～午後5時 ※設営・撤去
の時間含む）

ウ 対象

学校：県内の大学、専門学校、高校の就職支援担当者。ただし、定員に
余裕があれば、他都道府県の学校でも可とする。

企業：市内で製造業、卸売業等を営む事業者の採用担当者

エ 定員 企業20社、学校20校

オ 参加費 無料

カ 留意事項

- ・必ずしも全社（全校）と情報交換できる必要はないが、最低6社（6校）とは情報交換ができるような実施方法とすること。
- ・情報交換会参加者の企業側の募集は委託者が実施する。
- ・会場使用料については、委託者が負担する。
- ・テーブル、イス、マイク、プロジェクター等の会場の備品は使用可能。なお、会場の備品を使用する際は、燕三条地場産業振興センターが設営する。

(2) 参加企業・学校一覧の作成

当日の交流を促進し、事後の採用活動・就職活動等の参考とするため、参加した企業・学校の一覧を作成すること（例：パンフレット等）

(3) 参加企業・学校を対象とした事前支援の実施

ア 参加学校を対象とした事前説明

事業の実施効果を高めるために、事業の趣旨や活用方法を全ての学校に個別に説明する機会を設けること。なお、実施方法は、最も効果的な方法を提案すること。

イ 参加企業を対象とした事前説明会兼セミナー

情報交換会当日を見据えて、自社の魅力を対外的にPRする手法を学べる事前セミナーを開催すること。情報交換会参加企業は本セミナーへの参加を必須とする。なお、実施方法は、最も効果的な方法を提案すること。

(4) 参加企業を対象とした事後支援の実施

ア 事後振り返り会

情報交換会を通じて得た情報や、つながりの今後の活用の仕方を企業同士で考える振り返り会を実施すること。なお、実施方法は集合型とする。

イ 個別相談

全ての企業が情報交換会での気付きや、日常から抱えている人材に関する課題を個別に相談できる機会を設けること。

ただし、実際に相談した企業数に応じて契約金額を変更する場合がある。

(5) 実績報告書の提出

本事業の実施内容を最終的にとりまとめて、令和9年1月31日までに委託者に提出すること。

5 業務の実施方法

業務を円滑に進めるため、業務の内容や進捗等を踏まえて、委託者と随時、

メール、電話、打合せ等により、必要な調整、対応の協議等を行うものとする。

6 基本的な業務スケジュール（予定）

7月1日	委託業務契約締結
7～9月	打合せ、参加者の募集
9～10月	開催準備
10月28日	情報交換会の開催
1月31日まで	実績報告書の提出

7 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他業務上で作成した資料等

8 その他特記事項

- (1) 本業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転ができない権利を除き、委託者に帰属させること。また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障がないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (2) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。
- (3) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。）は行わないこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。